

平成30年 第5回別海町教育委員会 会議録

- 1 開催日時 平成30年3月22日(木)
午後1時30分から午後2時15分まで
- 2 開催場所 別海町役場 町議会第2委員会室
- 3 出席者 (3名)
- | | |
|------|-------|
| 教育長 | 伊藤多加志 |
| 教育委員 | 木村江里 |
| 教育委員 | 粥川一芳 |
- 4 出席職員 (14名)
- | | |
|----------|--------|
| 部次長 | 山田一志 |
| 指導主幹 | 谷口秀文 |
| 指導参事 | 根本渉 |
| 学務課長 | 入倉伸顕 |
| 学務課主幹 | 谷村将志 |
| 学務課主査 | 小野勝彦 |
| 学務課主査 | 佐藤亮 |
| 生涯学習課主幹 | 佐々木いずみ |
| 中央公民館長 | 石川誠 |
| 中央公民館副館長 | 浦山佳代子 |
| 西公民館長 | 新堀光行 |
| 東公民館長 | 内山宏 |
| 東公民館副館長 | 福原義人 |
| 図書館長 | 千葉宏 |
- 5 議事日程
- | | |
|-------|--|
| 議案第1号 | 別海町学校運営協議会規則の制定について |
| 議案第2号 | 別海町教育委員会事務局等の職名に関する規則等の一部を改正する規則の制定について |
| 議案第3号 | 別海町教育委員会事務専決規程及び別海町教育委員会事務局事務取扱規程の一部を改正する訓令の制定について |
| 議案第4号 | 別海町教職員住宅管理規則の一部を改正する規則の制定について |
| 議案第5号 | 平成30年度教育委員会職員の任命について |

伊藤教育長

ただいまから平成30年第5回の別海町教育委員会会議を開会いたします。

本日の出席者は3名ですので、別海町教育委員会会議規則第5条の定足数に達していますので、会議は成立いたします。

開会に当たり、私から一言ご挨拶申し上げます。

先週に引き続いての開催となりましたが、本日は年度末の御多用の中お集まりいただきまして誠にありがとうございます。

町内の卒園式、卒業式も本日の西春別小学校で全て終了いたしました。

お忙しい中御出席をいただきましてありがとうございました。

明日は町内の全ての幼稚園、小学校、中学校で平成29年度の終業式が行われます。

各幼稚園、小学校、中学校の先生方の御指導と、保護者、地域の皆様、そして教育委員の皆様を始めとした関係者の皆様の御支援御協力により平成29年度も無事終了いたします。

大変ありがとうございます。

これから新年度に向けてしっかりと準備を進めていきたいと思っております。

それでは、本日の日程に入ります。

－【会議録の承認】－

伊藤教育長

日程第2、前回会議録の承認に入ります。

平成30年第4回の会議録について、事前に各委員さんに事務局から送付しておりますので、訂正御意見等ありましたら発言をお願いいたします。

(「なし」の声あり)

伊藤教育長

なければ、平成30年第4回の会議録について承認することとしてよろしいですか。

(「はい」の声あり)

伊藤教育長

平成30年第4回の会議録について承認することといたします。

－【報 告】－

伊藤教育長

それでは、日程第3報告に入ります。

3月16日に開催しました第4回教育委員会から本日までの行事や実施事業等について事務局から報告願います。

部次長

それでは私のほうから3月16日金曜日に開催されました第4回教育委員会以降、本日までの主な行事、それから事業等について御報告申し上げます。

まず3月16日金曜日に、上風連小学校、中春別小学校の卒業式、中西別幼稚園、上西春別幼稚園、野付幼稚園の卒園式がそれぞれ行われて

おります。

3月18日日曜日午前8時45分から、町民体育館で「スポーツセンターまつり2018 春」が行われ、同日、午後1時から町民体育館で平成29年度第2回スポーツ推進委員会議が行われております。

3月19日月曜日、野付小学校の卒業式が、同日、午後1時30分から第14回矢臼別演習場周辺まちづくり構想検討委員会が行われております。

翌3月20日火曜日、中西別小学校、別海中央小学校、上西春別小学校、上春別小学校の卒業式が行われております。

また、同日午後3時から、校長会教頭会の合同会議が行われております。

3月22日木曜日、西春別小学校の卒業式が行われております。
以上で報告を終わります。

－【議 事】－

伊藤教育長

それではこれから日程第4議事に入ります。

学務課主査

議案第1号別海町学校運営協議会規則の制定について事務局から説明願います。

議案第1号別海町学校運営協議会規則の制定について内容説明いたします。

議案の1ページをご覧ください。

この規則は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律に基づき、別海町学校運営協議会を設置することに伴い制定するものです。

学校運営協議会は、学校の運営及び当該運営への必要な支援に関して協議する機関となっております。

本町では町内八つの学校区にコミュニティ・スクールを導入することとしておりますが、導入に向けては、各学校区で2年の施行期間を設けて検討を行うこととしております。

この2年の施行期間の後にコミュニティ・スクールの本格導入となりますが、コミュニティ・スクールとは、学校運営協議会を設置した学校をさすことから、平成28年度に試行を始めた上春別学校区については、平成30年度から別海町学校運営協議会を設置し、コミュニティ・スクールが本格導入することとなります。

別海町学校運営協議会の活動等につきましては、規則の内容で説明させていただきます。

議案1ページ中段以降の第2条をご覧ください。

目的についての規定です。

協議会は、学校運営及び当該運営への必要な支援に関して協議する機

関として、別海町教育委員会及び校長の権限と責任のもと、保護者、地域住民等の学校運営への参画や保護者、地域住民等による学校運営への支援、協力を促進することにより、学校と保護者、地域住民等との間の信頼関係を深め、学校運営の改善や児童生徒の健全育成に取り組むものとするとしております。

第3条は、設置に関する規定です。

第1項で協議会を学校ごとに設置することとしておりますが、ただし書きで2以上の学校について、一つの協議会を置くことができるとしております。

第4条は、基本方針に関する規定です。

協議会の承認を得なければならない方針として、第1号教育目標及び学校経営方針に関すること、第2号教育課程の編成に関する基本方針に関すること、第3号その他校長が必要と認める事項に関することを規定してしております。

次に、第5条は、意見の申し出に関する規定です。

協議会が、教育委員会や校長に意見を述べることを定める旨を規定してしております。

第6条は、評価に関する規定です。

毎年度1回以上、対象学校の運営状況等について評価することとしております。

第7条は、情報提供に関する規定です。

2ページから3ページにかけて記載してあります。

協議会が積極的に情報提供を行う旨を規定してあります。

第8条は、組織と委員の任命に関する規定です。

委員の人数は20名以内とし、第1号から第6号に掲げたもののうちから任命することとしてあります。

第9条は、任期に関する規定です。

任期は2年としてあります。

第10条は、会長と副会長に関する規定です。

会長と副会長は、委員の互選により選出することとしてありますが、会長には校長と教職員以外の委員になることとしてあります。

第11条は、会議に関する規定です。

会議は委員の過半数の出席を必要とし、出席委員の過半数で議事を決することとしてあります。

第12条は、守秘義務に関する規定です。

任期満了後においても秘密を漏らしてはならないとしてあります。

第13条は、条件等に関する規定です。

伊藤教育長

教育委員会からの助言等について規定しております。

第14条は、事務局に関する規定です。

各地区の学校に置くこととしております。

第15条では、規則に定めるもののほか、必要な事項は教育長が定めることとしております。

施行日につきましては、附則で平成30年4月1日としております。

コミュニティ・スクールにつきましては、平成28年度から上春別地区、平成29年度には中西別、野付、上西春別地区で試行を始め、平成30年度には別海中央、中春別、上風連、西春別地区で施行を始めることとしております。

今後、試行期間経過後は本規則に基づき、各地区で学校運営協議会を設置し、本町における別海型コミュニティ・スクールを推進することとします。

以上で議案第1号の説明とさせていただきます。

内容説明が終わりましたので、御質問御意見等がありましたらお受けいたします。

(「なし」の声あり)

伊藤教育長

御質問等がなければ採決いたします。

議案第1号について、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

伊藤教育長

異議がないようですので、議案第1号について原案のとおり決定することといたします。

次に議案第2号別海町教育委員会事務局等の職名に関する規則等の一部を改正する規則の制定について、議案第3号別海町教育委員会事務専決規程及び別海町教育委員会事務局事務取扱規程の一部を改正する訓令の制定についての2件は関連がありますので一括議題といたします。

内容について事務局から説明願います。

学務課主査

議案第2号及び議案第3号は関連がありますので、一括して内容を説明いたします。

議案の5ページをお開きください。

議案第2号別海町教育委員会事務局等の職名に関する規則等の一部を改正する規則の制定についてです。

こちらは、生涯学習センター建設準備室を教育委員会に設置することに伴い関連する規則3件を改正するものです。

生涯学習センターの建設については、最短で平成33年度の運用開始に向けて準備が進められ、平成29年度から総務部に生涯学習センター

建設準備室が設置されておりましたが、その所管が、平成30年度から教育委員会に移ることから、関係する規則に組織の追加、職名の追加、事務分掌の追加を行うものです。

議案の7ページをお開きください。

議案第3号別海町教育委員会事務専決規程及び別海町教育委員会事務局事務取扱規程の一部を改正する訓令の制定についてです。

こちらが議案第2号と同じく生涯学習センター建設準備室の移管に伴い関連する規定2件を改正するものです。

ここから、議案資料により説明いたします。

議案資料の1ページをお開きください。

別海町教育委員会事務局等の職名に関する規則新旧対照表です。

表の右側が改正前、表の左側が改正後となります。

第2条の改正ですが、こちらは教育委員会職員の職名に室長を加えるものです。

続いて、議案資料の2ページをお開きください。

別海町教育委員会事務局組織規則新旧対照表です。

まず第2条ですが、こちらは教育委員会の組織に生涯学習センター建設準備室を追加するものです。

次に第3条です。

第1項は、生涯学習センター建設準備室に置く職名を追加するものです。

次に、3項の第7号には室長の職務を追加いたします。

3ページ下段から4ページにかけてですが、こちらは事務分掌について規定するため第9条を追加するものです。

4ページをご覧ください。

生涯学習センター建設に関すること、その他生涯学習センター建設に必要なことを追加しております。

5ページをご覧ください。

別海町個人情報保護条例施行規則新旧対照表です。

個人情報の管理責任者に生涯学習センター建設準備室を追加するものです。

6ページをご覧ください。

別海町教育委員会事務専決規程新旧対照表です。

まず第1条ですが、こちらは教育長に代わって事務を処理できる職員に室長を追加するものです。

次に、第3条は、教育部長の専決事項に室長に関する事務を追加するものです。

伊藤教育長	7ページをご覧ください。 第5条は、課長等の専決事項に室長を追加するものです。 8ページをご覧ください。 別海町教育委員会事務局事務取扱規程新旧対照表です。 まず第4条ですが、こちらは第5項に室長の代決について追加しております。 第12条は、決裁の事務について、室長を追加するものです。 9ページをご覧ください。 第16条、第20条、第31条は、文書の登記、会議文書の合議、文書等の発送について、生涯学習センター建設準備室を追加するものです。 以上で議案第2号及び議案第3号の説明を終わります。 内容説明が終わりましたので、御質問御意見等がありましたらお受けいたします。
伊藤教育長	(「なし」の声あり) 御質問等がなければ採決いたします。 議案第2号及び第3号について原案のとおり可決することに御異議ありませんか。
伊藤教育長	(「異議なし」の声あり) 異議がないようですので、議案第2号及び第3号について原案のとおり決定することといたします。
学務課主査	次に、議案第4号別海町教職員住宅管理規則の一部を改正する規則の制定について事務局から説明願います。 議案第4号の内容を説明いたします。 議案書の9ページをお開きください。 議案第4号別海町教職員住宅管理規則の一部を改正する規則の制定についてです。 こちらは、教職員住宅の合併浄化槽の整備に伴い、合併浄化槽の使用料を教職員住宅貸付料に加算するものです。 現在、中西別地区の教職員住宅の合併浄化槽を順次整備しており、今年度は4戸の住宅でトイレ整備が終わり、30年度は3戸、31年度は3戸、合計10戸の住宅の整備を予定しております。 料金の算出は、別海町地域振興住宅の算出方法にならい、別海町下水道料金の規定を適用した額を教職員住宅貸付料に加算するよう改正するものです。 ここから議案資料により説明いたします。 議案資料の11ページをお開きください。 別海町教職員住宅管理規則新旧対照表です。

表の右側が改正前、左側が改正後となります。

改正の内容ですが、別表に「3 合併浄化槽を使用する住宅については、1により算出した額に別海町下水道条例第16条の規定を適用した額を加算する。この場合、使用料の算定基礎となる汚水排出量は、入居者が使用した水道の使用水量とする。」を新たに追加し、次の3を4に改めるものです。

なお、この改正により入居者が負担となる下水道条例第16条の規定を適用した額とは、水道の使用水量が、ひと月につき5立方メートルまでが878円、1立方メートル増すごとに162円を算出する額が、今後、入居者が負担する額となります。

以上で議案第4号の説明を終わります。

伊藤教育長

内容説明が終わりましたので、御質問御意見等がありましたらお受けいたします。

(「なし」の声あり)

伊藤教育長

御質問等がなければ採決いたします。

議案第4号について原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

伊藤教育長

異議がないようですので、議案第4号について原案のとおり決定することといたします。

次に議案第5号平成30年度教育委員会職員の任命についてですが、こちらは日程第5その他の後に説明、採決を行いますので、よろしくお願ひいたします。

－【その他】－

伊藤教育長

それでは、日程第5その他に入ります。

事務局から何かございますか。

(その他なし)

伊藤教育長

委員さんから何かございますか。

(「なし」の声あり)

－【議 事】－

それでは、再び日程第4議事に入ります。

伊藤教育長

議案第5号平成30年度教育委員会職員の任命についてですが、こちらは人事案件になりますので、会議を公開しないこととしてよろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

議案第5号は、非公開といたします。

ここからの会議は非公開となりますので、関係する事務職員以外は退

席願います。

(職員退席)

議案第5号平成30年度教育委員会職員の任命について事務局から説明願います。

－ (非公開) －

その他にご質問がなければ採決いたします。

議案第5号について、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議がないようですので、議案第5号について原案のとおり決定することといたします。

以上で本日予定していました案件については全て終了しました。

これをもちまして、第5回教育委員会議を閉会いたします。

皆さん御苦勞様でした。

－ 【閉 会】 －